

## 天孫降臨説話と中臣・藤原氏

田村, 圓澄

<https://doi.org/10.15017/2236684>

---

出版情報 : 史淵. 103, pp.1-14, 1971-02-15. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 天孫降臨説話と中臣・藤原氏

田 村 圓 澄

## 一、天孫降臨説話の問題点

いわゆる天孫降臨説話の成立や発展過程の分析については、津田左右吉・三品彰英・丸山二郎・直木孝次郎の諸氏の業績があるが、まず三品氏の研究を手がかりとして、論をすすめたい。

天孫降臨説話は、『日本書紀』をはじめ、『古事記』『古語拾遺』などに見え、『書紀』では、本文のほかに八個の「一書曰」と、四個の「一云」が収録されており、他書の異伝を合すれば、すべて十五の所伝がある。そのなかで、神話的な内容を欠き、単なる系譜的な神名の羅列にとどまる『書紀』の第三・七・八の「一書曰」と、「第七一書曰」の下に収められた四個の「一云」の所伝、および『記』『紀』に比して、内容に後期的な性質を多く含む『古語拾遺』の所伝を除き、『古事記』および『書紀』の本文、ならびに同第一・第二・第四・第六の各一書の都合六個の所伝について、三品氏は、

- (一) 降臨を司令する神
- (二) 司令を受けて降臨する神
- (三) 降臨の際の天孫の容姿
- (四) 降臨地
- (五) 随伴する神々
- (六) 神宝の授与

(4) 瑞穂国統治の神勅

の七つのメルクマールによって分析し、各所伝が、構成内容の簡単なものから複雑なものへと発展していることをあきらかにされた。これを前後に配列すると、

- (1) 『書紀』本文
- (2) 『書紀』第六ノ一書
- (3) 『書紀』第四ノ一書
- (4) 『書紀』第二ノ一書
- (5) 『古事記』
- (6) 『書紀』第一ノ一書

となる(表A「天孫降臨説話比較表」参照)。

天孫降臨説話は、(1)↓(6)へ発展変化していることが推定されるが、注意されるのは、(1)(2)(3)の(A)グループと、(4)(5)(6)の(B)グループとが、内容においていちじるしい相違を示していることである。以下、各項について検討しよう。

(一) 降臨を司令する神

(A)グループは、ひとしくタカミムスビ(高皇産霊神)一柱を挙げている。(4)(5)は、タカミムスビと天照大神の二柱を記しており(ただし(5)は「高木ノ神」とし、また、(4)ではタカカミムスビが主位であるのに対し、(5)では、天照大神が表面に出ている)、(6)では、天照大神のみが語られ、タカミムスビはあらわれない。

(二) 司令を受けて降臨する神

表A 天孫降臨説話比較表（三品彰英「記紀神話異伝研究の一齣」による）

(B)			(A)			1 グ ル
書紀第一ノ一書	古(5) 事 記	書紀第二ノ一書	書紀第四ノ一書	書紀第六ノ一書	書紀(1) 紀 本 文	要 素
天照大神	高木ノ神と天照大神	高皇産靈神と天照大神	高皇産靈神	高皇産靈神	高皇産靈神	(一)降臨を司令する神
天忍穗耳尊、後に瓊杵尊	天忍穗耳命、後に瓊杵命	天忍穗耳尊、後に瓊杵尊	瓊杵尊	瓊杵尊	瓊杵尊	(二)司令を受けて降臨する神
降臨の際に出た特別な記載なし	降臨の際に出た特別な記載なし	降臨の際虚空間に於いて誕生する	真床追衾で覆はれた姿	真床追衾で覆はれた姿	真床追衾で覆はれた姿	(三)降臨の際の天孫の容姿
日向ノ高千穂ノ穗觸ノ峯	日向高千穂久士布流多氣	日向ノ穗日高千穂ノ峯	日向ノ穗日高千穂ノ峯	日向ノ襲ノ高千穂ノ添山峯	日向ノ襲ノ高千穂ノ峯	(四)降臨地
命、太玉命、天照大神	命、太玉命、天照大神	命、太玉命、天照大神	命、太玉命、天照大神	命、太玉命、天照大神	命、太玉命、天照大神	(五)随伴する神々
三種神宝の授与	三種神宝の授与	三種神宝の授与	神鏡の授与と神勅			(六)神宝の授与
瑞穂国統治の神勅	水穂国統治の神勅					(七)瑞穂国統治の神勅

(A)グループは、ニニギ(瓊瓊杵尊)一柱を挙げてゐるが、(B)グループでは、まず降臨の命令がアメノオシホミミ(天忍穗耳尊)にくんだり、その子のニニギが親に代わって天降りすることになっている。ただし、(4)では、アメノオシホミミを主としており、(5)(6)では、ニニギに中心が移っている。

(三) 降臨の際の天孫の容姿

(A)グループでは、真床追衾で覆われた姿である。(4)では、アメノオシホミミが降臨する途中の「虚天」でニニギが生まれたので、また(5)(6)では、アメノオシホミミが降臨しようとしているときニニギが生まれたので、親に代わって降臨したことを述べている。(A)グループが、降臨の際のニニギを、真床追衾で覆われた嬰兒として印象づけようとするのに対し、(B)グループは、むしろアメノオシホミミの代わりであることを強調している。

(四) 降 臨 地

- (1) 日向ノ襲ノ高千穂峯
- (2) 日向ノ襲ノ高千穂ノ添山峯
- (3) 日向ノ襲ノ高千穂ノ楼日ノ二上峯
- (4) 日向ノ楼日高千穂ノ峯
- (5) 竺紫ノ日向ノ高千穂ノ久士布流多気
- (6) 筑紫ノ日向ノ高千穂ノ穂触ノ峯

となっており、各所伝とも、ほぼ同一である。

さて「天孫降臨説話比較表」であきらかなように、(一)(二)(三)(四)の要素は、各所伝に共通して含まれており、天孫降臨説話

の基本と考えられるが、(五)(六)(七)の要素は、説話の発展過程において付加せられたものと解される。

(五) 随伴する神々

(1)(2)は、随伴する神について記さない。(3)では、大伴氏の祖のアメノオシヒ(天忍日命)が来目部の祖のアメクシツノオオクメ(天穗津大来目)を率いて随従している。(B)グループでは、アメノコヤネ(天児屋命)をはじめとする神々が随伴している。すなわち、(4)では諸部神が、(5)では五伴緒が、また(6)では五部神が随伴するが、アメノコヤネは、つねに神の筆頭に位置づけられる。

(六) 神宝の授与

(4)では、天照大神が宝鏡をアメノオシホミミに授けることになっており、剣および玉については触れない。(5)(6)では、鏡・剣・玉の、いわゆる三種の神宝が、天照大神からニギに授けられる。神宝の授与は、(A)グループではあらわれず、(B)グループのうち、(4)で「宝鏡」がとりあげられ、(5)(6)で、鏡・剣・玉の三種がそろうことになる。

(七) 瑞穂国統治の神勅

(A)グループには、神勅文は記されていない。(B)グループでも、(4)にはなく、(5)と(6)に伝えられるのみである。さて(5)では、天照大神がタカミムスビの命を受け、ニギに、

此の豊葦原の水穂国は、汝知さむ国なりと、言依さし賜ふ、故れ命の随天降ります可し。  
と告げている。

(6)では、天照大神がニギに、

葦原の千百秋の瑞穂国は、これ吾が子孫の王たるべき地なり、爾皇孫、就でまして治せ、行矣、宝祚の隆えまさむこと、当に天壤と窮り無けむ。

と伝えた。(5)では、瑞穂国の統治が、天照大神からニギヒひとりに命じられているが、(6)では、「吾が子孫」にかけられ、かつ将来の繁栄が予祝されている。

## 二、アメノコヤネと神々

前章において私は、三品彰英氏の論究に導かれ、天孫降臨説話の問題点を概観したが、とくに(A)グループと対比した場合、(B)グループにおいて、(一)降臨を司令する神として、天照大神があらわれ、(二)司令を受けて降臨する神では、アメノオシホミミが加わり、(三)随伴する神々には、アメノコヤネを筆頭とする五伴緒(五部神)が登場する。(四)神宝の授与も、(B)グループにおいて語られるのである。そして、(B)グループにみられる一連の変化は、天照大神とアメノコヤネを軸として、いることが推察されるのである。

これらの点をあきらかにするため、(B)グループの所伝において、アメノコヤネが果たす役割を検討しよう。

(4)において、アメノコヤネとフトダマ(太玉命)は、タカミムスビから、

汝天児屋命太王命、宜しく天津神籬を持ちて、葦原中国に降りて、亦た吾が孫のために齋ひまつれ。

と命ぜられ、アメノオシホミミに従って天降りすることになるが、このとき天照大神は、「宝鏡」をアメノオシホミミに授け、

吾が児、此の宝鏡を視まさむこと、当に吾を視るがごとくすべし、与に床を同じくし殿を共にし、以て齋鏡となすべし。

と告げ、またアメノコヤネとフトダマには、

惟くは爾二神、亦た同く殿内に侍ひて、善く防護をなせ。

と命じた。ただし、アメノオシホミミが降る途中、「虚天」でニギギが生まれたので、親の代りにニギギを降臨させることとし、アメノコヤネ・フトダマおよび諸部神は、ニギギに付けられることになる。

ここで重要なのは、アメノコヤネとフトダマが、タカミムスビから、葦原中国における「吾孫」の奉齋を命ぜられ、また天照大神から、「齋鏡」の防護を命ぜられたことである。すなわち、天照大神の分身である宝鏡の祭祀は、アメノコヤネとフトダマの職掌であることを示しており、つまり「齋鏡」によって、アメノコヤネはフトダマとともに、天照大神と深く結ばれているのである。

(5)では、ニギギの降臨に際し、アメノコヤネ・フトダマ・アメノウズメ・イシコリドメ・タマノヤの五伴緒が随伴を命ぜられている。また鏡・剣・玉の三種の神宝が、天照大神からニギギに授けられるが、とくに、

此の鏡は、専ら我が御魂として、吾が御前を拝くが如齋き奉れ。

と命ぜられる。アメノコヤネ以下の五伴緒は、かの岩戸がくれの条で、天照大神を岩戸から引き出すことに協力したが、アメノコヤネは五伴緒の上首のように振舞い、つねに主導的な立場を保持している。天照大神を奉祀する五伴緒のなかでも、アメノコヤネは、天照大神に最も近接する座を占めていたことの強調がある。(4)には、

天兒屋命主三神事之宗源也、故俾<sub>下</sub>以<sub>ニ</sub>太占之卜事<sub>ニ</sub>而奉<sub>上</sub>仕焉。

とあるが、ここにいう「神事」を、天照大神の祭祀にのみ限定することに疑問があるとはいえ、なおアメノコヤネが、宮廷祭祀の中心であるとする主張を含んでいる。

(6)では、天照大神がニギギに鏡と剣と玉の「三種宝物」を授け、またアメノコヤネなどの五部神に、ニギギに随従することを命じている。

(B)グループで、(一)降臨を司令する神として天照大神が加わり、また(二)随伴する神々に、アメノコヤネを筆頭とする五伴



緒(五部神)が登場するが、この両者は、相互に関連をもっている。天照大神の命を受けてニギに随伴し、また天照大神からニギに授けられた鏡を防護する任務は、アメノコヤネを上首とする神々に与えられるからである。

### 三、神宝と神勅

天孫降臨説話の(A)グループと(B)グループとの明白な相違は、天照大神、およびこれと不可分の関係にあるアメノコヤネが、含まれるか否かにあるが、なお、(二)司令を受けて降臨する神として、(A)グループが、ひとしくニギを挙げているのに対し、(B)グループは、はじめアメノオシホミミを挙げ、しかし結局はニギに落ちつくのである。また(六)神宝の授与も、(B)グループのみにあり、(七)瑞穂国統治の神勅も、(5)(6)のみにある。このような(A)グループと(B)グループの記述内容の相違は、天孫降臨の意義内容の相違にもかかわっているのである。

さて養老神祇令によれば、踐祚の日の行事として、中臣氏が天神寿詞を奏し、忌部氏が神璽の鏡剣を天皇に奉るが、この儀礼の文献での初出は、持統紀四年正月条の記事である。すなわち、

四年春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣樹<sub>三</sub>大盾<sub>一</sub>、神祇伯中臣大嶋朝臣誦<sub>三</sub>天神寿詞<sub>一</sub>、畢忌部宿禰色夫知奉<sub>三</sub>上神璽劍鏡於皇后<sub>一</sub>、皇后即天皇位、公卿百寮、羅列匝拜、而拍<sub>レ</sub>手焉。

神祇伯の中臣大嶋が天神寿詞を奏し、終つて忌部色夫知が、神璽の劍と鏡を皇后に奉り、こうして持統天皇の即位が行われたが、ともあれ即位のとき、鏡と劍の二種の神宝を、神璽として奉上する儀礼は、持統天皇の頃からはじまったのである。そしてこの段階では、鏡と劍の二種の神宝が用いられているが、(4)であきらかなように、最初は、鏡のみのこととして語られている。「鏡」は、(4)(5)によれば、天照大神の分身であり、また岩戸がくれの説話が語るようにアメノコヤネを筆頭とする宮廷の祭官によって、天照大神の祭祀が行われている。このことは、アメノコヤネを祖とする中臣氏が、宮廷祭官団のなかで首領の座を確保し、また宮廷祭祀の対象に、天照大神を迎えられた事実を反映していると解されるで

あろう。

(三)司令を受けて降臨する神は、(A)グループではニギひとりであるが、(B)グループでは、まずアメノオシホミミがあらわれ、後にニギを代わらせることになっている。この改変も、重要な意味をもっているように思われる。

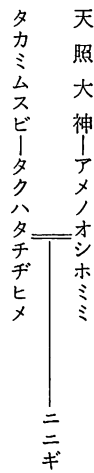
「ニギ」の名義について、本居宣長は、「穂<sup>ホ</sup>之丹<sup>ニギハヤヒ</sup>饒君にて、稲穂に因れる御名なり、丹<sup>ニ</sup>とは、穂の赤熟<sup>アカカ</sup>めるを云」と記しているが、三品彰英氏は、農耕の古代国家の稲穂の儀礼に注目し、ニギが真床追衾で覆われた嬰兒の姿をとっている点に、稲穂の饒々しく稔る生成の力との融即の事実を求められている。新羅神話において、新羅の始祖の閼智居西干は天より降るのであるが、三品氏によれば、「閼智」は穀霊を意味すると共に、小児を意味している。出生したばかりの嬰兒の姿と、稲穂を赤く熟せしめる穀霊は、不可分と考えられ、従って(1)(2)の天孫降臨説話のように、一人の随伴者もなく、ニギだけが降臨するのが、原初的な形を示しているのである。

ところが、(B)グループでは、ニギの父のアメノオシホミミに、降臨の司令が与えられている。この点をさらに検討すると、(4)(6)では、天照大神にとって、アメノオシホミミは「吾兒」とされており、(5)では「太子」とされている。(A)グループの(1)(2)において、ニギをタカミムスビの「皇孫」とし、また(3)において同じく「天孫」と記しているのは、対蹠的である。

タカミムスビが降臨を司令する唯一の神であり、命を受けたニギが、真床追衾に覆われた嬰兒姿で天降りする(A)グループの所伝を、基本的原初的な説話であったとすると、では、なぜ(B)グループに見られるように、アメノオシホミミが加えられ、そして時間的にニギの前に位置づけられたのであろうか。

『書紀』本文によれば、ニギは、タカミムスビの女のタクハタチヒメ(栲幡千千姫)を母として生まれており(表B)、従ってニギにとつて、タカミムスビは、母系の祖父にあたる。タカミムスビは、生成を意味するムスビの神であり、いわゆる独神であるが、穀霊の神であるニギの誕生は、ムスビの発現と解される。ところで、もし瑞穂国統治の命

(表B) 天照大神・タカミムスビ系図



が、天皇家の祖とされる天照大神に発するとし、そして天照大神の言葉によって、瑞穂国統治の命を表現しようとするならば、タカミムスビ↓ニギの経路ではなく、天照大神↓アメノオシホミミ↓ニギの経路を設けねばならない。もっとも、(4)は、タカミムスビと天照大神の二本建てであるが、タカミムスビに比重がかけられており、(5)は、同じく二本建てであるとはいえ、天照大神が表面に立っている。(6)では、天照大神一柱にしばられているが、ともあれ(B)グループに天照大神があらわれていることは、(A)グループとの重要な相違点である。

さて天照大神は、まずアメノオシホミミに降臨を命じ、次にニギの誕生によって、ニギを降臨せしめるのであるが、このことよって、統治権が、天照大神↓アメノオシホミミ↓ニギに継承せられたことを示した。すなわち、タカミムスビ↓ニギの経路は排除されるのであるが、もともとタカミムスビは信仰の対象であり、そして瑞穂国の統治権とは直接の關係をもたないことが注意される。

(4)において、天照大神からアメノオシホミミに、同殿共床の「齋鏡」が授けられたことを記すのは、統治権が、天照大神からアメノオシホミミに伝えられたことを証明している。また、(5)(6)においては、天照大神がニギに三種の神宝を授けるが、これは統治権の授受、すなわち統治権の所在を確認することであり、天照大神↓アメノオシホミミ↓ニギへ統治権が継承されたことを証明するところに意味をもつのである。

瑞穂国統治の神勅が、(5)では、タカミムスビ(高木神)の命をうけた天照大神から、ニギに伝えられ、(6)では、天照大神の意志として、ニギに伝えられるが、これは、統治権が天照大神に発することを、天照大神自身の言葉によって示

していると解される。

#### 四、中臣大嶋と藤原不比等

天孫降臨説話のなかで、天照大神↓アメノオシホミミ↓ニギへの統治権の継承を説き、神鏡または三種の神宝の授与や、瑞穂国統治の神勅の口授の場面を加えた(B)グループでは、他方、アメノコヤネを筆頭とする五伴緒の祭官団を、ニギに随伴せしめている。そして(B)グループでは、天照大神に発する統治権、およびその継承がクローズアップされている。私は(A)グループにみられる天孫降臨の原初的な説話に、(B)グループに示される新しい付加改作を行ったのは、アメノコヤネを祖とする中臣氏および藤原氏であったと考える。

中臣氏は、忌部氏とともに、宮廷の祭祀を家職としていた。「中臣氏本系帳」によれば、中臣氏はもとほ部姓を名乗っていたが、欽明朝に仕えた常盤の代から、中臣を姓とすることになったという。次の可多能古は敏達朝に仕えた。ところでその一男の御食子は、推古・舒明朝に、また二男の国子は舒明朝に仕えたが、ともに、「前事奏官兼祭官」のポストについている。御食子は、中臣連弥気と同一人物であり(舒明即位前紀)、また国子は、中臣連国と同一人物であろう(推

表C 中臣(藤原)氏系図

古紀三十一年条)。いずれも推古・舒明朝に実在した人物であるが、右の職名のうち

可多能古— 御食子— 鎌足— 不比等  
— 国子

— 糠手古— 許米— 大嶋

ち、「祭官」は、宮廷の祭祀の職であり、忌部氏も、この職を世襲していた。「前事奏官」は、神の前で祝詞を奏する職であったと考えられる。「天神寿詞」と中臣氏との

関係に示されるように、祝詞の奏上は、宮廷の祭官としての中臣氏の家職であったが、やがて中臣氏は、天照大神との結合を深め、伊勢神宮の「祭主」のポストを独占世襲するまでになる。アメノコヤネと天照大神との特別の關係の設定には、藤原鎌足が天智天皇との間につくり出した親近關係が前提となっていたと思われるが、これを天照大神とアメノコヤネとの關係に遡らせることは、祭官としての中臣氏が、とくに天照大神の祭祀に特別

の役割を果たしていることの証明でもある。つまり「祭官」である限り、宮廷内における中臣氏の地位は、忌部氏などと同格とみなされるが、しかし、アメノコヤネを介する天照大神との特殊な結合の設定は、宮廷祭官団のなかでの中臣氏の地歩を高め、また廟堂における藤原氏の権威を卓越せしめることになるであろう。ともあれ、天照大神との関係に注目するならば、(4)においては、アメノコヤネとフトダマは、同格であったが、(5)(6)では、アメノコヤネは、フトダマ・アメノウズメ・イシコリドメ・タマノヤら、いわゆる五伴緒の上首に立っている。この変化は、中臣氏が、忌部氏をふくむ宮廷祭官団のリーダー格になった時点の反映と解されよう。

天照大神とアメノコヤネが、結合する形で姿をあらわす天孫降臨説話の(B)グループの成立の時期を、中臣大嶋が初代の神祇伯に任じた持統朝前後と推定するが、なお私は、天照大神が、統治権を「太子」のアメノオシホミミに授けるとする(5)、および、「葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉」という神勅文を含む(6)に、持統天皇(上皇)の立場が反映しているように思う。

これについては、すでに筑紫申真氏の研究があるが、なお私なりの見解を述べたい。

朱鳥元年(六八六)九月に、天武天皇が崩じた。皇位の継承について、皇太子草壁の即位は見送られ、鵜野皇后が称制した。三年後に、七才の軽王を残して草壁皇太子が死んだ。持統四年に皇后(持統)は即位するが、持統は幼い孫の軽王をいとおしみ、持統十一年に、十五才の軽王を皇太子とし、半年後に讓位した。文武天皇であるが、なお持統上皇は、文武天皇とあい並んで国政をみた。文武は即位の直後、藤原不比等の女の宮子を夫人として迎えるが、十五才という異例の即位は、文武の祖母である持統天皇や、不比等およびその妻の県犬養三千代によって支持推進されたであろう。持統天皇は天智天皇の女であり、そして不比等の父の鎌足は、天智天皇に仕えた「忠正」の臣であった(皇極紀三年条)。

(B)グループに登場するアメノオシホミミは、ひとたびは天照大神から統治権を托される。しかしニギが生まれ、父のアメノオシホミミの願望により、改めて統治権が天照大神からニギに与えられた。つまりアメノオシホミミは、瑞穂國

表D 天照大神系・持統系比較対照表

天照大神—アメノオシホミミ—ニニギ  
持統天皇—草壁皇子—軽王

の統治者にならなかつた。いっぽう、草壁も皇太子であつたが、即位は実現しなかつた。そして統治権は、ともに「孫」に移行するのであるが、私は、タカミムスビ↓ニニギへの統治権の継承を語る原初的な(A)グループの降臨説話に改変を加え、(B)グループにみられる天照大神(タカミムスビ)↓アメノオシホミミ↓ニニギへの統治権継承過程を設定したモチーフとして、持統↓草壁↓軽王(文武)への皇位継承の過程を考えたい。持統は、幼い軽王に将来を期待したが、しかし依拠すべき皇位継承法がなく、しかも、皇太子の子である軽王の即位の道を開く便法として、かつて「皇太子」であつた草壁の存在を、強調したのである。とくに、(5)でみられるれように、アメノオシホミミを「太子」と記すのは、草壁が皇太子であつた史実の反映と解される。つまりアメノオシホミミが、ニニギへの橋渡しをする「太子」であることにおいて、草壁との類似性がみられるのである。また(4)(6)で示されるように、ニニギが「皇孫」であつたことの強調も、重要である。軽王は、持統の「皇孫」であり、この点においても、軽王の即位の正当性が弁護される、と考えられたからである。なお持統が女帝であつたことも、天照大神との近似性をうかがわせるであろう。

(6)の神勅文の、「葦原の千五百秋の瑞穂の国は、是、吾が子孫の王たるべき地なり、爾皇孫、就でまして治せ」という命令は、天照大神がニニギに下したものであるが、このなかの「吾」を持統女帝に、「爾皇孫」を軽王に置きかえることにより、持統と、その孫の軽王の即位事情が明瞭となるのではなからうか。そして天照大神の神勅下付の際には、アメノコヤネらの五部神が配侍されていたように、持統女帝を援け、年少の軽王を護つてきたのは、廟堂の実力者、藤原不比等らであつた。

(B)グループに見られる天孫降臨説話の改変、すなわち天照大神とアメノコヤネとの緊密な関係の設定、アメノオシホミミの登場、また神宝や神勅授与など一連の追加改作の主導権は、中臣大嶋と藤原不比等に帰せられるのではなからうか。

大嶋は、天武朝における帝紀および上古諸事の記定にあたり、みずから筆録を担当したのみならず(天武紀十年三月条)、持統朝に設置せられた神祇官の初代の長官に任じたと推定され、そして不比等は、天皇家の外戚であるとともに、太政官の枢要のポストを占めるのであるが、ともにアメノコヤネを祖とする同族であった。神祇の分野における中臣氏の、また政治の分野における藤原氏の進出は、とくに持統朝が転期をなしているが、このことは、降臨説話の(B)グループにみられる改変と、深く関連しているように思われるのである。<sup>10)</sup>

注

- (1) 津田左右吉『日本古典の研究』上、(東京、一九四七年)、五一〇～五四三頁。
- (2) 三品彰英「記紀神話異伝研究の一鱗」(『日鮮神話伝説の研究』所収、京都、一九四三年)。
- (3) 丸山二郎「天壤無窮の神勅と禪讓放伐の思想」(『日本古代史の研究』所収、東京、一九四七年)。
- (4) 直木孝次郎「古事記」天孫降臨条の構成」(『日本古代の氏族と天皇』所収、東京、一九六四年)。
- (5) 『古事記伝』十五。
- (6) 三品彰英、前掲論文。
- (7) 筑紫申真『アマテラスの誕生』(東京、一九六七年)、二一四～二一七頁。
- (8) 『続日本紀』慶雲四年七月条。
- (9) 「不改常典」を、天智天皇が制定した皇位継承法とみなす説がある。もしそうであれば、輕王の即位には困難はなかったであろう。しかし私は「不改常典」について、天智天皇の権威を背景とし、天皇家と藤原氏との共同執政Ⅱ輔政体制の維持・擁護を、遠い未来にかけて期待するところの、天皇家と藤原氏とのあいだでかわされた内密の約束であったと考える。藤原氏が、廟堂において政權の座を掌握すると共に、内廷において子女を天皇に配し、執政と姻戚の両面を通じ、天皇家と特別な關係を設定し、かつ維持しえたのは「不改常典」の然らしめるところであったと解されるのである(田村圓澄『飛鳥仏教史研究』、東京、一九六九年、三三二～三五七頁)。

(10) 中臣氏と藤原氏との關係については、拙稿「藤原氏と中臣氏」(『日本歴史』二五〇号所載、東京、一九六九年)に論述した。

なお拙著『藤原鎌足』(東京、一九六六年)参照。

(一九六九年五月七日稿)

## Narrative of Tenson-Kōrin and the Families of Nakatomi and Fujiwara

Enchō TAMURA

According to the narrative of Tenson-Kōrin (the descent to earth of the descendants of the Sun-Goddess), Ninigi, grandson of the Sun-Goddess Amaterasu, under the order of Amaterasu, descended from the celestial world, Takamagahara, to the lower world, Ashiharano-nakatsukuni, namely to the territory of Japan and established his sovereign power.

This narrative is described in the various books such as Nihonshoki, Kojiki and others. There are 15 kinds of this narrative in all. If we, in accordance to the steps of development of the narrative, arrange in sequence those six kinds of the narrative which have concrete contents of description, we can find that the narrative removes from simple constructive contents to more complete ones. A noteworthy fact is that there is a sharp difference in contents between the former 3 and the later 3 out of six kinds of the narrative. For example, the god issuing the order of descent is Takamimusubi according to the former 3 kinds of the narrative, while in the later 3 it is Takamimusubi (Takagi) and Amaterasu or Amaterasu only who order the descent. The god who receives orders and descends to the lower world is Ninigi in the former 3 kinds, while in the later 3, to begin with Amenooshihomimi, son of the Sun-Goddess Amaterasu, receives orders and thereafter his son, Ninigi, is substituted. And five gods with Amenokoyane as leader are added to him as the gods who descend in attendance on Ninigi from Takamagahara to the lower world. It is in the later 3 kinds that the divine mirror and the Three Sacred Treasures of the Imperial House (a mirror, gems, a sword) are bestowed on Ninigi by the Goddess Amaterasu. Thus we can know that Amaterasu—Amenooshihomimi, her son—Amenokoyane—the divine



treasures are added on a step in the course of development of the narrative. It can be assumed that the family of Nakatomi made mainly these fittings. This family is the descendants of Amenokoyane and the trade of this family is the officiating priest in the Court, especially having close connection with the festival of the Goddess Amaterasu. Nakatomi-no-Ōshima, a relative of the family, became a member of editors of Japanese history by order of the Emperor Tenmu (631-686), and took office as Chief of the Priests in charge of festival of the gods with Amaterasu as the Highest. It is closely connected with the status and glory of the family Nakatomi to bring forward the Goddess Amaterasu besides Takamimusubi as the god ordering the descent. The tutelary deity of the family Nakatomi is Amenokoyane who gave service to the Goddess Amaterasu and descended to the lower world in attendance on Ninigi. Moreover, the god who descended by order is Ninigi only in the former 3 kinds of the narrative, while in the later 3 kinds Amenooshihomimi is added to Ninigi. This change seems to reflect the circumstances that the Emperor Jitō (645-702) wished strongly the enthronement of Karuō, his grandson. The Prince Kusakabe, father of Karuō, was son of the Emperor Jitō, but died at the age of twenty eight before enthronement. The Emperor Jitō expected future greatness of Karuō who was then at the age of seven. But in the Court there were objections to Karuō's accession to the throne. So it was necessary to justify the enthronement of Karuō. The conception that the Goddess Amaterasu did not give the order to govern the territory to Ninigi directly, but first gave the order to Amenooshihomimi, her son, and thereafter, at Amenooshihomimi's desire, to Ninigi, her grandson—the conception defends, so we can interpret, the righteousness of the government of Ninigi, namely the righteousness of the enthronement of Karuō. It is noteworthy that Amaterasu was taken for the same female as the Emperor Jitō. And it was Fujiwara-no-Fubito, a relative of the family Nakatomi, who at this time aided the Emperor Jitō and cleared the way for the enthronement of Karuō.